

保育所の保育の質の維持について



○児童福祉施設最低基準

人的配置基準

0歳児 3人に保育士1人
(3:1)
1・2歳児 6:1
3歳児 20:1
4歳児以上 30:1
保育士は最低2名以上

人権に直結する運営基準等

児童処遇
虐待・身体拘束禁止
秘密保持
保育指針
自園調理の実施など

居室面積基準

0、1歳児
乳児室 : 1.65㎡/人
ほふく室 : 3.3㎡/人
2歳児以上
保育室または遊戯室
: 1.98㎡/人
屋外遊技場 : 3.3㎡/人

(規制緩和による独自基準の制定)

都市部への予算拡大

都市部で独自の居室面積基準を定めることが可能
基準の内容は、地方公共団体において定めることができる。
(しかし、その基準が「合理的」である旨の説明が必要)

この結果、これまで国庫補助対象外であった施設においても、保育所運営費国庫負担金の補助対象となり、都市部への予算が拡大する。

(全国一律の最低基準)

地方部への予算減少の懸念

このため、地方の保育の質の低下を招かないよう充分な予算措置について要望する。

(義務規定) (義務規定) (義務規定)

「児童福祉施設最低基準」は、児童の健全な発達のために必要な生活水準を確保するために定めた全国一律の義務規定である。

地方分権第三次勧告に対する厚生労働省の対応方針

- ・ 第3次勧告を最大限に尊重し、地方分権を推進
- ・ 保育・介護・福祉の質等に深刻な影響が生じかねないもののみ、全国一律の最低基準を維持(「人的配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準等」)
- ・ 東京都など待機児童が多数存在するところでは、待機児童解消までの一時的措置として規制緩和を実施(保育所では、「居室面積基準」のみ規制緩和)